

## 「憲法と裁判員制度」

神戸市 住野 立

日本国憲法は国家主義的体制下において、今次大戦の敗戦による反省から平和主義、国民主権、基本的人権の擁護を基本原理とする民主的な国家、国民の在り方を構築したものとして公布された。

一方、裁判員制度とは国民を一定の条件のもとに裁判員として選任し裁判に参加させる制度（「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」）であって、国民の司法参加により司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資することを本制度の趣旨としている。

本制度は2009年5月21日より施行されることになっているが、憲法上次のとおり問題がある。

第1に、主権者たる国民の理解を得ていないこと。日本世論調査が2008年3月に実施した面接調査で裁判員を「務めたいとは思わない」、「あまり務めたいとは思わない」が計72%に達し裁判員として参加することに消極的であることが判った。

これに対し最高裁が2008年1～2月に実施した意識調査で参加の意向を示した人が60%を上回ったことから国民の理解と関心が相当深まり本制度を実施するために必要な水準に達したと判断しているのであるが、選択肢として誘導的な「あまり参加したくないが義務なら参加せざるを得ない 44.8%」をこれに含ませているのはまやかしと言わざるを得ない。

第2に、国民の司法参加は欺瞞であること。裁判員裁判は刑事事件の第1審に限定されることから裁判員が参加しない控訴審（第2審）において前審と異なる判断をしたときは、裁判員裁判の意義がなくなる。しかも本制度と一体をなす公判前整理手続きには裁判員は参加せず、評議内容を漏らしたときは秘密漏示罪に問われることから国民の苦役と不信感を伴う司法参加は欺瞞と言うべく本制度の趣旨に添うものではない。

第3に、思想及び良心の自由、刑事被告人の公平な裁判を受ける権利を侵害するおそれがあること。本制度は国民を一定の条件のもとに裁判員として選任し、裁判員候補者の不出頭等に対しては過料に処せられることから裁判員は国民の信条にかかわらず強制的なものであって、思想及び良心の自由を侵害することになる。

また、裁判員として選任された国民は法律的なものの見方、考え方を知らない素人であって法律に基づく裁判はできないと言うべく刑事被告人の公平な裁判を受ける権利を侵害するものである。

第4に、国民の義務、裁判所における裁判としての根拠がないこと。裁判員が強制的であることは取りも直さず国民の義務化を図るものであるが、憲法上の国民の義務は教育を受けさせる義務、納税の義務及び勤労の義務であって裁判員を国民の義務とする根拠はない。

また、憲法上裁判所における裁判は裁判官で構成され裁判員による裁判は想定されていない。

以上、要するに本制度は憲法に違反するおそれがあるばかりでなく、国家主義的な憲法改正への端緒となる危険な制度ということができ、国民の理解が不十分である以上本制度の施行は時期尚早と言うべきである。

以上